

令和6年度 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業
【よくある質問Q&A】

令和6年8月9日時点

目次

1 各主体の役割.....	1
2 金融機関等からの応募書類	1
3 都内進出を支援する海外企業候補の提案.....	1
4 連携金融機関等及び支援対象海外企業の審査.....	2
5 支援対象海外企業の要件	2
6 補助対象経費	3
7 補助対象期間.....	3
8 補助事業者への補助金の支出.....	4
9 その他.....	5

1 各主体の役割

Q1-1 採択事業者が行う、「支援企業が作成する申請書や報告書等に係る内容の確認及び調整並びに東京都への提出」とは具体的にどのようなことを行うのですか。

A1-1 提出する書類により、対応が異なります。要綱に定める「補助事業計画書」については、採択事業者が、支援企業の作成した内容を確認し、必要に応じて加筆修正を行うなど調整を行った上で、東京都に提出していただきます。その後、書類の修正等が発生した場合は、採択事業者が支援企業と再度調整の上、東京都に提出していただきます。「交付申請書」「補助事業進捗状況報告書」「実績報告書」については、採択事業者が、まず、支援企業の作成した内容を確認の上、東京都に提出いただきますが、その後、書類の修正等が発生した場合は、東京都が支援企業と直接調整を行い、対応します。

2 金融機関等からの応募書類

Q2-1 金融機関等が応募の際に提出する「支援予定企業一覧」において、企業名は必須項目になつていませんが、どの段階で明示する必要がありますか。

A2-1 審査の結果、採択事業者として決定した場合、東京都との協定締結の段階で明示していただく必要があります。なお、審査の段階で東京都が必要と判断した場合は個別に確認させていただく場合があります。

3 都内進出を支援する海外企業候補の提案

Q3-1 提案する海外企業数が6社に満たない場合は、審査対象外となりますか。

A3-1 原則、6社以上提案してください。6社に満たない場合でも審査対象外とはなりませんが、応募時点で他の応募者からの提案分も含めて支援企業18社が決定された場合、その後、支援企業を追加できる確証はありません。

Q3-2 東京都への提案にあたり、海外企業から事前に了承を得ていることについて、当該企業からの同意書等の文書で証明する必要はありますか。

A3-2 応募の段階では海外企業からの同意書等の文書について東京都への提出は求めません。応募者からの支援予定企業一覧（第1号様式別紙2）をもって当該企業からの同意を得ているものとみなしますので、応募期限までに当該企業の事前の了承を得てください。

Q3-3 候補となる海外企業の地域について、特定地域に限定せずに幅広い地域とした方が審査において加点要素となりますか。

A3-3 審査においては、候補企業の都内進出可能性の高さや、都内産業振興に資する企業であることが重要視されます。

4 連携金融機関等及び支援対象海外企業の審査

Q4-1 審査会には外部委員も含まれる予定ですか。

A4-1 外部委員も含まれる予定です。

Q4-2 審査基準の配点は事前に公開される予定ですか。

A4-2 事前に公開する予定はありませんので、募集要項に記載の審査基準をご参照の上、応募書類のご作成をお願いいたします。

Q4-3 面接審査の所要時間はどれくらいですか。

A4-3 現時点では、質疑応答も含めて 40~50 分程度を予定しております。日程等の詳細については、応募締め切り後に個別にご連絡いたします。

Q4-4 金融機関等の審査基準の一つに「過去（5年以内）に海外企業誘致の実績を有しているか」とありますが、支援した実績があれば十分ですか。

A4-4 本事業は海外企業の誘致を目的とするものなので、誘致の実績を有していることを想定しています。

5 支援対象海外企業の要件

Q5-1 海外企業が既存の日本法人を買収した場合（M&A の場合）は、補助対象になりますか。

A5-1 既存の法人を買収した場合は補助対象外です。都内において日本国内で初めてとなる日本法人の設立又は日本における支店の設置がされた場合に補助対象となります。

Q5-2 海外企業の親会社が既に日本国内にて法人登記済みだが、異なる業種の法人を新たに設立（又は支店を設置）する場合は補助対象になりますか。

A5-2 新たに設立しようとする日本法人（又は設置しようとする支店）が、当該業種において日本国内で初めて登記される場合は補助対象となります。

Q5-3 都内進出時に「常時雇用する従業員を 2 名以上雇用（登記を行う前年度までは 1 名以上雇用）」することが求められていますが、従業員数には代表取締役は含まれますか。

A5-3 代表取締役を除いた従業員 2 名以上（登記を行う前年度までは 1 名以上）が必要です。

Q5-4 新たに設立する日本法人の設立者（代表取締役）、設置する支店の代表者及び従業員について、国籍の指定はありますか。

A5-4 会社法や商業登記法などの関係法令を遵守していただくことが前提となりますが、日本法人の設立者（代表取締役）、支店の代表者及び従業員について国籍の指定はありません。

Q5-5 登記完了時点で商業登記簿の提出が求められていますが、登記簿上、オフィスの詳細な区画まで明示されない場合はどうすれば良いですか。

A5-5 登記簿上区画が明示されていなくても、賃貸契約書等により専有スペースであることが確認できれば問題ありません。

Q5-6 商業登記時に、常時雇用する従業員を2名以上雇用していることが必須ですか。

A5-6 商業登記をした年度の実績報告時まで（当該年度の3月31日までに要報告）に雇用されていれば問題ありません。

Q5-7 「東京開業ワンストップセンター」での支援を受ける予定がある海外企業が、本事業の補助を受けることは可能ですか。

A5-7 可能です。ただし、金融機関等からの支援がなくても既に都内進出の活動を実施している場合は本事業の補助対象とすることはできません。そのため、「東京開業ワンストップセンター」の支援を受けつつも、金融機関からのサポートが必要である理由を明示していただく必要があります。

6 補助対象経費

Q6-1 【人件費】補助金額の上限1千万円は、最長3年度の期間の上限ですか。

A6-1 都内進出を実施する年度を最終年度とする、最長3か年度の期間の合計額の上限です。

Q6-2 ビザの取得費は、補助の対象となりますか。

A6-2 本事業における人件費や人材採用経費は、日本に元々居住している人を採用した場合に補助対象としているため、ビザの取得費は補助の対象としていません。

Q6-3 【オフィス等賃借料】海外企業が交付決定日より前に賃貸借契約を締結していた場合は補助対象となりますか。

A6-3 補助対象となりません。本事業において補助対象となるのは、交付決定日以降に賃貸借契約を締結し、実績報告書の提出時までに当該企業からの支払が完了した経費に限ります。

Q6-4 補助対象経費には、専門家相談料、法人設立費、人材採用費、人件費、オフィス等取得費、オフィス等賃借料の6つの科目がありますが、1つの科目のみでの申請は可能ですか。

A6-4 可能ですが、一部の科目には補助金額の上限があるためご注意ください。

7 補助対象期間

Q7-1 令和6年夏に都内進出を予定している企業について、例えば、東京都からの交付決定日の2日後に登記をした場合、その2日間の経費は補助対象となりますか。

A7-1 前提として、本事業の支援対象企業として決定するに当たっては、当該海外企業が連携金融機関等からの支援により、都内進出することを応募書類にてお示しいただく必要があります。

令和6年度中に登記を予定している企業は、連携金融機関等として採択された事業者と東京都の協定締結（7月下旬頃を予定）直後から、補助事業計画書と交付申請書を同時に提出することができます。その後、東京都が交付決定をした日から補助対象期間となり、その日から登記が可能です。

なお、補助対象期間は登記日までではなく、交付決定のあった年度の年度末までに支払いが完了した経費が対象となります。

8 補助事業者への補助金の支出

Q8-1 海外企業が日本国内に登記する前の補助金はどのように支出されますか。

A8-1 以下①～③のいずれかの方法により支出する予定です。

①当該企業の法人口座への口座情報払

全国銀行資金決済ネットワークを利用している、全国の金融機関の本支店等に普通預金、当座預金又は貯蓄預金をお持ちであれば、支払金口座情報登録の手続が可能です。

<https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku.htm>

②当該企業の代表取締役が日本国内に有する個人口座への口座情報払

海外企業の代表取締役が、日本国内に個人の金融機関口座（全国銀行資金決済ネットワークを利用している金融機関）を有している場合、以下の書面があれば、代表取締役の個人口座への支払いが認められる可能性があります。

- ・海外企業からの補助金の受領権の委任状
- ・代表取締役からの支払金口座振替依頼書

③上記①又は②の手段によることができない場合、海外企業が海外に有する口座への海外送金（手数料は海外企業の負担となります。）

Q8-2 補助金はどのタイミングで支払われますか。

A8-2 補助事業者からの実績報告書の提出後、東京都がその報告の審査や調査を行い、補助金の額を確定して補助事業者に通知します。その後、補助事業者からの補助金請求書の提出を経て補助金が支払われます。実績報告書の提出が年度末であれば、支払時期は翌年度5月頃になる見込みです。

Q8-3 補助金は最長一年分が一括で支払われますか。

A8-3 補助金は、当該年度の補助対象期間分が一括で支払われます。

補助事業の進捗を把握するために、海外企業には四半期毎の報告をお願いしておりますが、補助金の支払いは四半期毎ではない点にご注意ください。

Q8-4 年度末を待たずに、年度の途中に実績報告書を提出することは可能ですか。また、その場合、補助金はどのタイミングで支払われますか。

A8-4 年度の途中で実績報告書を提出することは可能ですが、ただし、補助対象経費は実績報告書の提出までに支払いが完了している経費に限られる点や、実績報告書の提出後は当該年度において追加の交付申請はできない点にご注意ください。

実績報告書が提出され次第、隨時、東京都はその報告の審査や調査を行い、補助金の額を確定して補助事業者に通知します。その後、補助事業者からの補助金支払請求書の提出を経て補助金が支払われます。よって、年度の途中でも補助金の支払いは可能ですが、万が一、提出書類に不備がある場合は、手続きに時間を要する場合があるためご注意ください。

9 その他

Q9-1 海外企業向けの募集要項及び補助金交付要綱は、支援対象の候補となる企業に提供してもよいですか。

A9-1 ご提供いただいて構いません。なお、英訳版を6月下旬に別途お送りする予定です。

Q9-2 例えば、令和8年度に都内進出を予定しており、令和6年度中は補助対象経費の発生が見込まれない海外企業は、令和6年度の交付申請書の提出は不要ですか。

A9-2 令和6年度中に補助対象経費の発生が見込まれない場合、交付申請書を提出する必要はありません。ただし、令和7年度の都内進出に向けた補助事業計画書は令和6年11月15日までにご提出いただく必要があります。

また、連携金融機関等は、支援対象企業の交付申請の有無に関わらず、当該企業の都内進出に向けた活動への支援状況を四半期毎にご報告いただく必要があります。

Q9-3 当初、令和6年度に交付申請の予定がなかった企業が、年度途中に計画を変更して交付申請を希望する場合はどのような対応が必要ですか。

A9-3 当該企業から東京都へ交付申請書をご提出ください。なお、毎年度12月25日が提出期限のため、連携金融機関等は、支援対象企業の計画変更の有無について定期的に確認するようにしてください。